

登録美術品制度の税制改正に対応した検討（令和2年10月7日）議事概要

1. 日 時 令和2年10月7日（水）14:00～15:00

2. 場 所 文化庁第2会議室（旧庁舎2階）

3. 出席者

<委 員> 古田委員（座長）、小川委員、松本委員、金子委員、原田委員、名児耶委員、大谷委員、片岡委員、近藤委員、鍋島委員、長谷川委員、山崎委員（※下線の委員はオンライン参加）

<文化庁>清水課長、山田調整官、堀補佐 他

4. 議事概要

<座長の選出>

○事務局より、これまで座長を務めていた佐藤委員が一身上の都合により辞任された旨の報告があり、新たな座長に古田委員が選出された。

<文化庁からの説明>

○資料2に基づき、制作者が生存中の美術品の登録基準の在り方等について（まとめ案）について説明。

○資料3に基づき、登録美術品登録基準（告示）及び法施行規則改正のイメージについて説明。

<「登録美術品の対象拡大（存命中の作家の作品を追加）に係る検討事項」について意見交換>

○資料2及び3に基づき、標記についての意見交換があった。概要以下の通り。

古田座長: 資料3に基づいてご議論頂くのが良いかと思う。1ページ目の登録基準①はいわずもがなである。②の種類についてご質問やご意見はありますか。私から事務局に確認だが、追加する新たな項目に当たる文言はどのようなものになるか。

事務局: 「前7号にあてはまらないもの」など、包括的にそれ以外の美術品が含まれるものを想定している。

名児耶委員: これまで、書の場合は文字資料になっていた。現代アートの手帳はどこにあてはまるのか。ここで言う新たな項目か、あるいはこれまで通り文字資料になるのか。

事務局: 既存のものでは読めない類型の項目を新たにつくることになる。手帳については個々

のものにより、文字資料でも、新たな項目でも読めるようにしたい。

古田座長：③について。aの10年を経過したものは議論済みで良いと思う。bの複数回公開についてはいかがか。

片岡委員：私はこれで良いかと思う。

原田委員：文化庁長官が定める美術館だが、これは登録博物館や博物館相当施設と考えてよいか。

事務局：公開契約館については、法の規程にあるように、母体は登録博物館や博物館相当施設となるが、それに加え、安定的な保存公開等のため、専任学芸員の配置等一定の要件を満たすことが必要ではないかと考えている。公開実績については、海外の施設も考え得るため、我が国の博物館法の規程にかかわらず、資料2審議のまとめ案の4p(4)の要件に基づき、個別に判断することになる。

古田座長：もしかしたら、美術館等での展覧会ではない発表のされ方をする現代アートもあるのではないかと思う。美術「館」、すなわち施設内で発表されたものが前提になるのか。街中の展示、地方のイベント等を前提としたもの等で、美術館に入る前提でない作品は対象とならないということか。普段は美術館にあるが、展示の際には美術館外に展示されるような作品もあるだろう。キュレーションされてはいるが、展示されているところが外で、作品として成立しているようなものもあるように思うが。

大谷委員：座長のおっしゃっているのは横浜トリエンナーレ等の例で、美術館外のサテライト会場に展示されている作品のような例と思う。しっかりキュレーションされているなら、これらも展示実績としては認めるべきではないか。

古田座長：然り。基準に入れるかどうかというより、そのような作品の申請があった場合、どうということが考えられるか議論しておいた方が良いかと考えている。しっかりキュレーションされていれば、場所には拘らないという考えでよろしいか。

松本委員：きちんとキュレーションされていれば、建物にこだわらず、物理的な場所は問わないので良いのでは。然るべき評価をされていれば良い。

片岡委員：現状の基準案でも、美術館が主催をすると記載されており、美術館で展示されるとは記載されていない。美術館が主催していれば展示は美術館内でなくとも良いように読

めるので、それで良いのではないか。

古田座長：了解した。次に「また」以下の審査の際に留意することについてご意見・ご質問は。

大谷委員：先にファシリティレポートを出してもらった方がいいという意見があったが、申請の際に簡単なファシリティレポートを付けてもらうことになるだろうか。

古田座長：そこは規程の技術的な側面ということで、本会議としてはこのままで良いかと思うが、一定の基準とはどのような基準かということは気になるところではある。

片岡委員：契約美術館が一定の基準を満たした館であることを求められるのは、制作者が生存中である場合のみなのか。

事務局：先ほどご説明した通り、資料2の4p(4)に一定の要件を満たす館について、具体の要件の記述をしている。また、作品の安定的な公開等の観点もあるが、制作者が生存中である作品について、相対的に価値の判断に困難が生じる可能性があることを前提に、こういった要件が整った美術館が公開を予定していることが作品評価の一つの判断材料になる、という趣旨もあるところである。

古田座長：一定の基準を満たしていない館での公開が前提の作品の申請があることがある。その判断基準がファシリティレポートのようなものになると思うが、そのような判断を個別にすることになるのか。

大谷委員：今までの制度では、登録博物館や博物館相当施設であれば、最低限の基準を満たしているということだったか。

片岡委員：他の作品と同じでいいような気もするが。

古田座長：この基準を設けた経緯は何だったか。対象拡大に伴うものだったとは思うが。

松本委員：最終的に物納して国の財産になる可能性があること、また、壊れやすいものもある現代アートの特性を考えると、保管展示体制が整っていないと困る、という議論の流れだったように思う。

事務局：作品の脆弱さ等を考慮し、また将来的な物納後の保存管理もふまえ、登録博物館や

博物館相当施設というだけでは不十分ではないかというご議論があったため、資料2の4p(4)の要件を追加したものとなっている。

近藤委員：作者が生存中かどうかではなく、現代アートのような安定していない保存が難しい美術品に対して一定の基準を課す必要があるということかと思う。

古田座長：私もそこは気になったが、今までの基準からの改正のイメージから生まれた言葉だと思う。

松本委員：少し混乱しているので確認したいが、生存中の作家の作品については、登録博物館や博物館相当施設ではない施設が作品を預かり公開したいというところが出てくるところで設けられた要件なのか？

事務局：こちらの要件は、登録・相当の条件だけではきちんとした保存公開が担保できないという前提のもと、さらに条件を課すということで設けられたものである。

松本委員：登録博物館か博物館相当施設かどうかだけでなく、3つの要件を満たすことが必要になるということと理解した。

古田座長：これで論点についての議論は尽くされ、基本的な方向性は確認できたかと思う。事務局に確認だが、今後の進め方はどのようにするか。

事務局：資料2のまとめ案についてご了解頂ければ、これを以て本会議のまとめとして頂き、今後、本まとめを踏まえて規定改正等に入らせて頂ければと考えている。その際は、委員の皆さまと情報を共有しつつ作業を進めさせて頂き、規定改正でき次第、運用ということになるかと思う。

古田座長：では、これまでの議論を踏まえた上で、資料2の通りで決定してよろしいか。

金子委員：これまで議論してきたので、これで良いのでは。

片岡委員：異議ありません。

古田座長：ありがとうございます。他の委員からも特段ご意見はないようですので、資料2の通りで決定したいと思います。では、事務局より、今後のスケジュールについてご説明願います。

事務局：本まとめは、事務的なチェックの後、然るべきタイミングで公開いたします。その後、年内に登録基準等を改正、年明けから年度内を目途に運用開始したいと考えています。本会議は本日で終了となりますが、委員の皆さまとは今後も情報を共有し、また、現代アートの審査の際にはご協力頂くこともあろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。最後になりましたが、困難な社会状況の中、短期間のご議論にご協力頂き感謝いたします。引き続きご指導いただけますと幸いです。

古田座長：ありがとうございます。これを持ちまして会議を終了いたします。

以上